

国外犯罪被害弔慰金制度の創設と 内閣機能見直しに伴う事務移管について

神奈川県警察本部長 山本 仁

I. はじめに

平成26年8月から警察庁長官官房給与厚生課長として（27年1月から4月までの間は犯罪被害者支援室長事務取扱）、27年9月からは同総務課長として、国外犯罪被害弔慰金制度の創設と犯罪被害者等施策の国家公安委員会への事務移管に関わった。犯罪被害者支援室の職員はもとより、これらの労を取られた皆様方に改めて感謝申し上げつつ、当時を振り返ることとした。

なお、本稿に記した方々の役職等は、いずれも当時のものである。

II. 国外犯罪被害弔慰金制度の創設について

平成25年1月、アルジェリアで発生したテロ事件で10人の邦人が犠牲になったことを契機として、犯給法の適用対象が国内での犯罪被害に限定されていることが問題視された。野党各党派から、25年5月と11月の二度にわたり、国外での犯罪被害にも犯給金を支給する内容の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が共同提出されたが、いずれも審議未了廃案となった。

政府においても、第2次犯罪被害者等基本計画を受けて犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめ（26年1月）において、海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、「犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべき」、「金額は多少低額になるとしても、国として速やかに被害者へ見舞金を支給できるように」すべきとの提言がなされた。これを受けて、同年3月の推進会議において、「与党と連携しつつ、具体化に向けた取組を進める」旨が決定され、同年5月、「与党・犯罪被害者等の保護・支援体制の強化に関するプロジェクトチーム」が設置された。そして、同年6月、公明党の高木美智代議員を中心に策定された「国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案」が衆議院に提出されたが、同年12月の解散により、審議未了廃案となった。

このような中で、国外犯罪被害者のための制度を創設すべきとの思いは与野党を問わず同じであるとして、27年5月から、与野党4党による協議が行われることとなった。その結果、与党案をベースとして、国外犯罪行為による死亡だけでなく重度障害も支給対象として加えるとともに、弔慰金の支給額を増額する内容の「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案」の策定が合意された。同法案は、28年5月、内閣委員長提案により衆議院に提出され、衆参とも

に全会一致で可決し、同年6月1日に成立した。

この与野党協議は計4回開催され、当庁からも沖田芳樹総括審議官を筆頭に、筆者や野川明輝犯罪被害者支援室長等が同席したが、筆者の記憶に特に強く残っているのは、法案の概要が固まった第4回協議におけるやりとりである。

衆議院第2議員会館地下の会議室で開催された第4回協議には、自民党から故・鳩山邦夫議員、小林鷹之議員、山下貴司議員、公明党から高木美智代議員、濱地雅一議員、民主党から泉健太議員、維新の党から小野次郎議員、井出庸生議員が出席した。この場での議論を経て、最終的に弔慰金を200万円とすること、障害見舞金を100万円とすることとされたものであるが、被害者に渡る給付額という制度の核たる部分であるため、出席者の自然と白熱する議論に圧倒された。また、障害見舞金の支給対象となる障害等級について将来的に見直すことも見越した検討条項の必要性についても議論されるなど、被害者の目線に立った幅広い観点から活発に議論されるものであった。本制度の大枠が固まった際には、出席者全員が、委員長提案を目指す「同志」のような一体感に包まれ、党内・他党への根回しに取り掛かっていく様子を見て、筆者も高揚感を覚えたことを記憶している。

本法の施行期日は28年11月30日であったが、施行前の同年7月2日、バングラデシュのダッカ市内において邦人7人が犠牲となるテロ事件が発生した。同事件は本法の支給対象となる事件ではなかったが、同月12日の閣議決定及び国家公安委員会決定により、本法に規定する支給額の特別給付金を支給することができるものとされた。本法の施行後は、令和2年12月1日現在、国外犯罪被害弔慰金は14人に計約2,800万円、国外犯罪被害障害見舞金は1人に100万円が支給されている。

邦人が国外において安心して活動できるよう、国家公安委員会には、本制度を引き続き確実に運用していくことが求められている。

Ⅲ. 国家公安委員会への事務移管について

平成13年の中央省庁等改革により、内閣官房が「最高かつ最終の調整の場」となり、内閣府が他の省庁よりも一段高い立場から調整を行うこととされた。この改革は内閣機能の強化を図るためのものであったが、内閣の重要課題の多くが複数の省庁にまたがるものであったため、内閣官房及び内閣府に業務が集中することになった。

25年10月、与党・公務員制度改革に関するワーキングチームが「公務員制度改革に対する申し入れ」を行った。この中で、「内閣官房・内閣府・総務省のあり方について、内閣の事務を効率的に遂行するため、省庁再編の考え方を踏まえつつ内部組織や業務の直しを含め、政府・与党において、別途検討を行う」とこととされた。その後、26年5月から、自民党・行政改革推進本部において内閣官房及び内閣府の事務の見直しが議論され、提言として「内閣官房・内閣府の業務の見直しについて」（同年6月）及び「内閣官房・内閣府のスリム化について」（同年11月）が決定された。後者は公明党との調整を経て与党提言（27年1月）とされ、この中で、警察関係の事項として、犯罪被害者等施策等の国家公安委員会への移管がうたわれた。

与党提言を受け、27年1月、「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」が閣議決定された。この中で、犯罪被害者等施策の国家公安委員会への移管が定められた。また、移管後の業務の円滑な遂行が図られるよう、制度面での措置として、特定の内閣の重要政策に関して内閣の事務を助けるための総合調整に関する事務を各省の所掌事務とすることとされ、国家公安委員会についても、警察法を改正して総合調整事務を追加することとされた。この閣議決定を踏まえ、内閣官房行政改革事務局を中心に法案化作業が進められ、同年3月、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されて成立し、同年9月11日に公布された。これに基づき、28年4月、犯罪被害者等施策が内閣府から国家公安委員会に移管された。

犯罪被害者等施策が国家公安委員会に移管された趣旨は、衆議院内閣委員会における政府参考人答弁によれば、「犯罪被害者支援に関する取組は、国家公安委員会・警察庁が他の行政機関に先駆けて始めたものであるところ、基本法制定以降これまで大きく進展してきた犯罪被害者等施策の中でも、国家公安委員会・警察庁が引き続き重要な部分を担っているほか、犯罪被害者支援の現場により近く、より犯罪被害者等に近い立場で施策を展開している国家公安委員会・警察庁が中心的役割を果たすことにより、政府一体となった取組体制の維持・強化が図られる」というものである。また、移管の時期が28年4月とされた理由は、「第2次犯罪被害者等基本計画」終了時点が平成27年度末であることも配慮され、自民党・行政改革推進本部の提言「内閣官房・内閣府のスリム化について」において、平成27年度末に移管する旨明記されたものである。

移管前の内閣府においては、大臣官房審議官（共生社会政策担当）を犯罪被害者等施策推進室長とし、参事官（犯罪被害者等施策推進担当）をはじめとする同推進室の職員が犯罪被害者等施策を担当していた。移管後の当庁においては、平成28年度組織改正事項として、長官官房に犯罪被害者等施策を担当する充て職の審議官1と参事官1が設置された。

この事務移管については、犯罪被害者支援担当の鈴木基久審議官の下で幾度か議論がなされたが、当庁の犯罪被害者支援室の体制が増強される保証はなく、また、都道府県知事部局や市町村と事務のやりとりを直接行った経験がない中で、手探りの対応となり苦労を伴うものであった。自民党・行政改革推進本部に対し、26年の夏まで、当庁は次の4つの理由により、当該事務を引き続き内閣府において処理すべきと主張していた。

- ① 内閣府は実務を担う関係省庁の施策の実施状況をモニターする立場にあるが、実務を担う省庁がこの立場に立つことは適当ではない。
- ② 警察は、被害直後の被害者に早期の支援等を行いつつ、中長期的支援施策を行う他の行政機関に橋渡しを行う立場にあり、警察が中長期的支援施策に係る責任を負うことは適当ではない。
- ③ 当庁のカウンターパートは都道府県警察であって、都道府県知事部局や市町村への国側の窓口としては内閣府が相応しい。
- ④ 当該事務が当庁に移管されれば、自治体の取り組み意識が低下して都道府県警察任せとなり、施策の進展が鈍化するおそれがある。

また、内閣府も当庁と足並みを揃える形で、「内閣府から事務が移管された場合には、関係民間団体から否定的な反応が示されるおそれがある」、「一部地方公共団体から、国側のカウンターパートは引き続き内閣府が好ましい旨の意見が寄せられている」等と当初主張していた。

そのような主張があったところであるが、その後の議論の経過を経て、同年11月には、当庁としても、これを引き受けることとし、以降は、移管の時期や必要な体制の確保等に関する要望を関係方面に行うこととなったところである。27年1月の閣議決定の際には、警察法改正に関する資料等の中で、当庁は事務移管を次のように整理している。「被害者の支援に関する取組は、国家公安委員会・警察庁が他の行政機関に先駆けて始めたものであり、その重要な部分を担っているほか、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律を所管する立場にもあるところ、犯罪被害の発生当初から犯罪被害者等と接することとなる警察機関が、犯罪被害者等施策及びそれに関連する総合調整事務を所掌することにより、犯罪被害者等のニーズにより即した各種施策を立案するとともに、総合調整を行うことを通じて、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や医療費、弁護士費用等の経済的負担に対する支援について、現場の声をより適切に各省の施策に反映させ、政府を挙げた取組の推進に資することが期待できる。加えて、犯罪被害者等施策の推進事務及びそれに関連する総合調整事務を移管することにより、犯罪被害者等施策に関する知見を有する職員が、内閣府本府と国家公安委員会・警察庁に分散されることが回避され、人的リソースの有効かつ効率的な運用に資することとなる。」

このような整理をすることで、当初の懸念を払拭した上で、新たな枠組みとして犯罪被害者等施策を推進することが可能となった。すなわち、事務移管により、犯罪被害者等と近い立場にある国家公安委員会・警察庁が、都道府県警察を介さない形で犯罪被害者支援に取り組む地方自治体と連絡調整を行うこととなり、犯罪被害者等施策の進展・充実が大きく期待されたところである。事務移管から間もなく5年となるが、国家公安委員会・警察庁を中心に、犯罪被害者等施策が更に前進し続けることを願っている。

IV. おわりに

短い期間ではあったが、犯罪被害者支援に関わる職に配置していただいたことに心から感謝している。本稿をまとめるに当たって、筆者個人としても、犯罪被害者等のお役に立てるよう一層精進したいとの決意を新たにしたところである。